

# 消費生活情報

## 若年者の消費者トラブル

4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。今回は特に若年者に気を付けてほしいトラブルのタイプを紹介します。

- ▽**儲け話トラブル**：暗号資産（仮想通貨）やネットワークビジネスのマルチ商法など
- ▽**美容関連トラブル**：エステや美容医療など
- ▽**SNSきっかけトラブル**：知り合った相手による勧誘や広告への誘導など
- ▽**出会い系トラブル**：出会い系サイトやマッチングアプリなど
- ▽**仕事関連トラブル**：就活やアルバイトなど
- ▽**借金・クレカトラブル**：消費者金融からの借入れやクレジットカードなど

## アドバイス

実際には、これらが複合したタイプも多く見られます。例えば、SNSで知り合った相手から、絶対儲か

ると言われ暗号資産の投資を勧められた。お金がないと断ると年収を偽ってクレジットカードを作るよう指示されたが、結局大損してしまい、カードの借金も残ったなどが一例です。

また若年者の場合には、先輩や友人から勧められて契約し、トラブルになるケースも多く見られます。

このように、社会経験や判断力の不足から、相手の言動や広告などを素直に信じやすい傾向があります。特に18歳、19歳の人は未成年者契約の取消権や親権者の追認制度がなくなりまして、経済的に自立していかなくても、一旦契約すると自らの責任でトラブルに対処することになるという自覚が必要です。

## 被害防止のポイント

個別のトラブル内容に関わらず、契約前の基本的な注意点は以下の通りです。

また、消費生活センターでは、契約前の相談も受け付けています。

▽簡単に稼げる話はありません。リスクも知った上で契約する。

▽契約前に規約などで内容を調べる。理解できない話には乗らない。

▽返品・解約の条件も事前確認する。著しい低価格の広告にも注意。

▽SNS上で知り合った人が本当に信用できるか慎重に判断する。先輩や友人からの勧誘でも疑問や不安があれば断る。

▽クレジットカードでの支払いも借金。借りてまで契約すべきかよく考える。

## 消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター  
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・  
金曜日10時～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。